

豊川市子ども・子育て支援事業計画

はばたけ 未来へ 豊川っ子！



平成 27 年 3 月

豊 川 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1	豊川市の人口動態等の現状	5
2	保育サービス等の状況	9
3	アンケート調査からみられる現状	14
4	次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）の評価	24
5	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	29
2	基本目標	30
3	施策の体系	31

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1	家庭や地域における子育て支援の充実	32
基本目標2	母と子の健康づくりの推進	36
基本目標3	子どもの育ちを支える環境の整備	37
基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	37

第5章 量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	38
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	40
3	教育・保育の量の見込みと確保の内容	44
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	48

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	59
2	国・県等との連携	59

資料編

1	策定経過	60
2	豊川市子ども・子育て会議条例	61
3	豊川市子ども・子育て会議委員名簿	63
4	豊川市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	64
5	豊川市子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿	66
6	用語解説	67

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、保育ニーズは年々高まり、都市部を中心に、依然として保育所の待機児童が解消されない状況にあります。

また、地域のつながりの希薄化や子育てに関する価値観の多様化から、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。



このように、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが健やかに笑顔で成長していくことができるよう、保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、子育て家庭のニーズに応えられるよう保育や子育て支援のサービスを充実する取り組みや、子育てへの不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、相談体制の充実、親子の居場所づくり等、さまざまな取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐるさまざまな環境を整備し、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、地域社会全体でしっかりと支援していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、次代を担う子どもやその親への支援対策として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、さらなる子どもの育ちや子育てをめぐる社会環境、経済環境の変化による課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

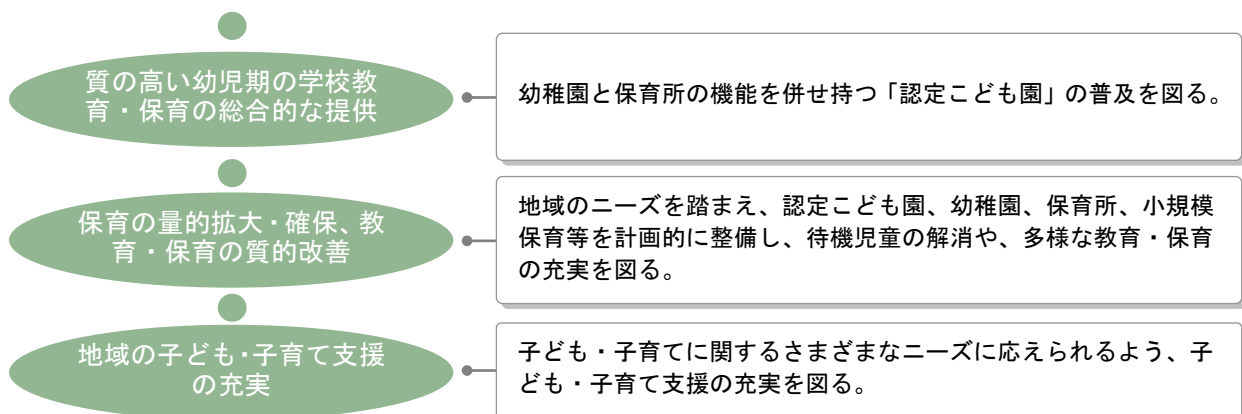
この法律に基づき平成 27 年 4 月から開始される「子ども・子育て支援新制度」では「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱に掲げ、これらを総合的に推進するため、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



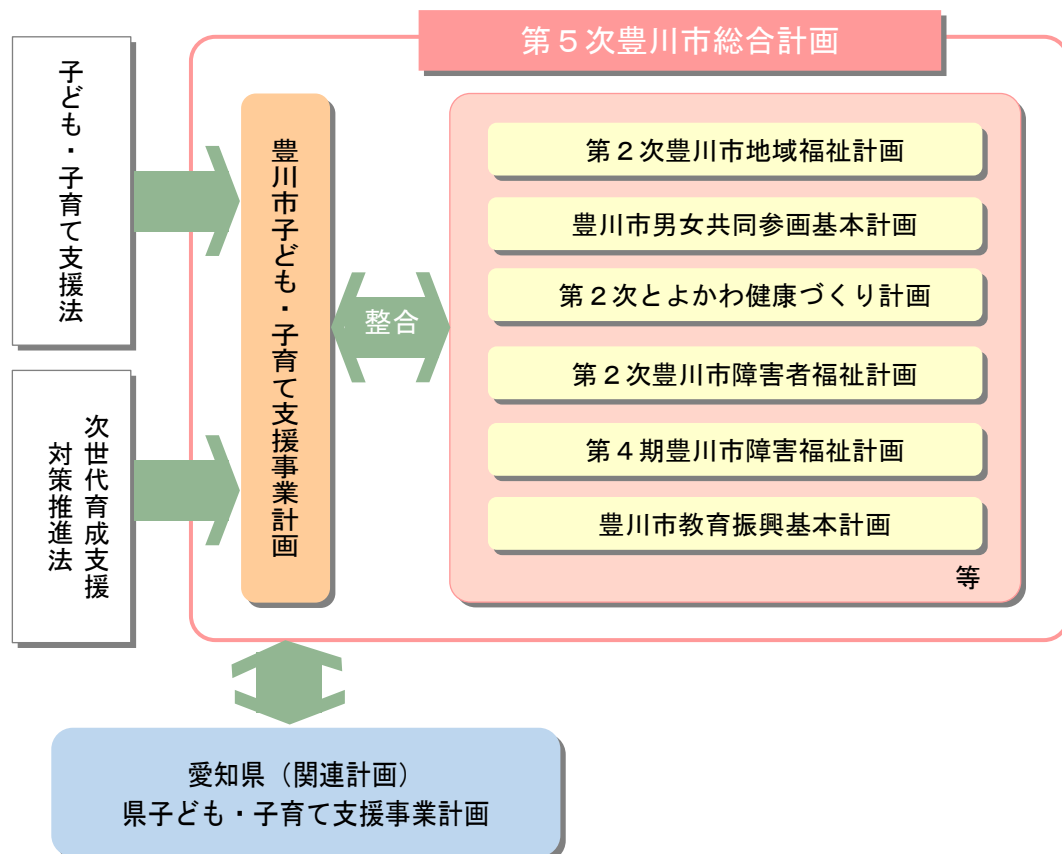
3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまでその取り組みを進めてきた次世代法に基づく豊川市次世代育成支援対策地域行動計画を継承するとともに、次世代法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されたこと（平成37年3月31日まで）から、同法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、一体的な計画とします。

さらに、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、豊川市総合計画をはじめ、関連する各種計画との整合、連携を図ります。

【 計画の位置づけ 】

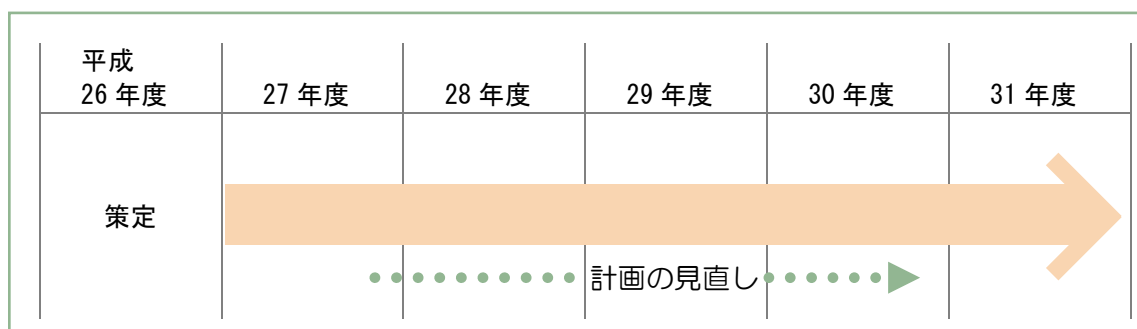


4 計画期間

この計画は、5 年を 1 期とし、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを行うものとします。

【 計画期間 】



5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5 歳の就学前児童の保護者、小学 1～6 年生の保護者を対象として、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の設置・開催

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「豊川市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

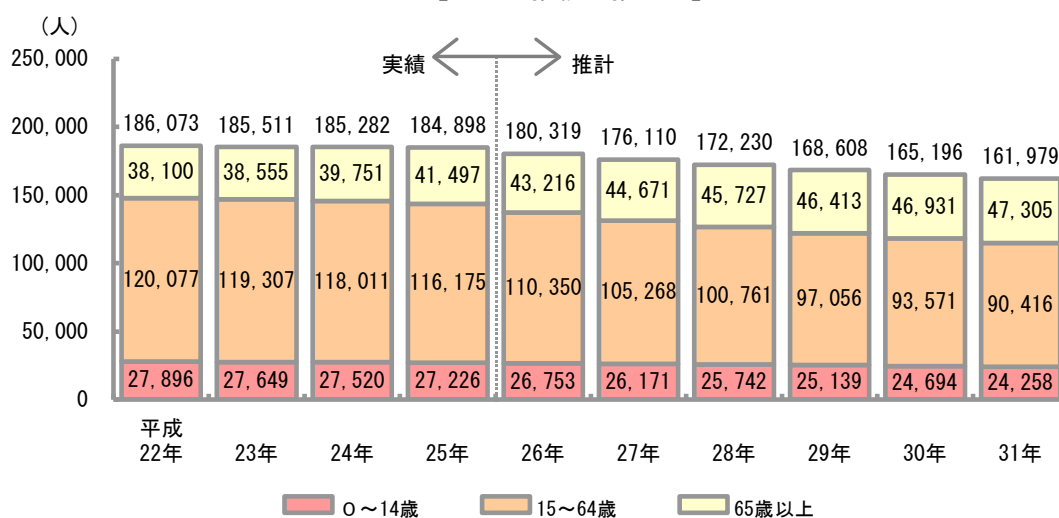
1 豊川市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

本市の総人口をみると、年々減少し、平成25年4月1日現在で184,898人となっています。

また、年齢3区分人口構成をみると、65歳以上は、年々増加していますが、0～14歳は平成22年以降減少しており、少子高齢化が進んでいます。

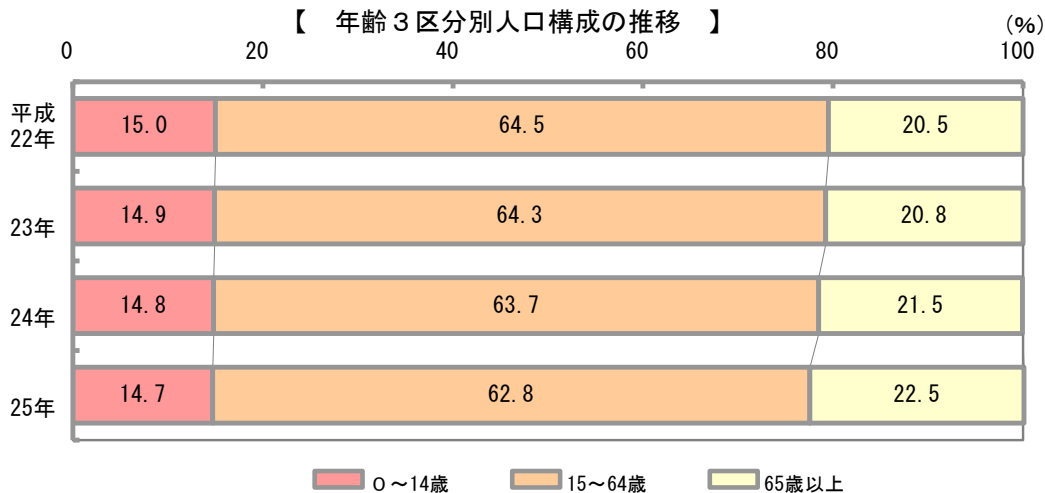
【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 推計人口は平成23年から平成25年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出

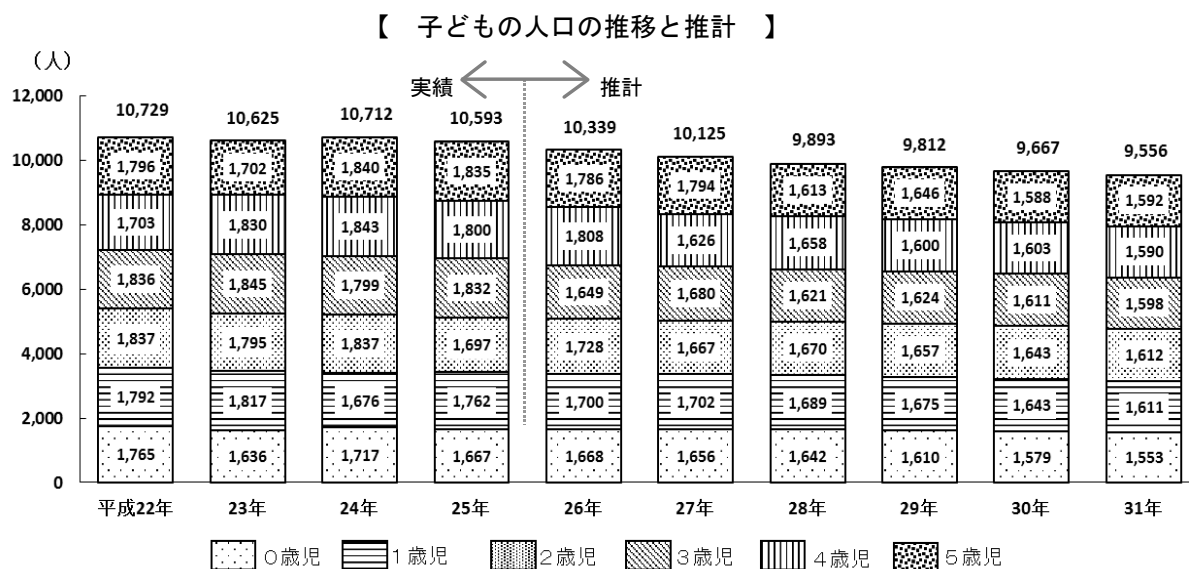
【 年齢3区分別人口構成の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

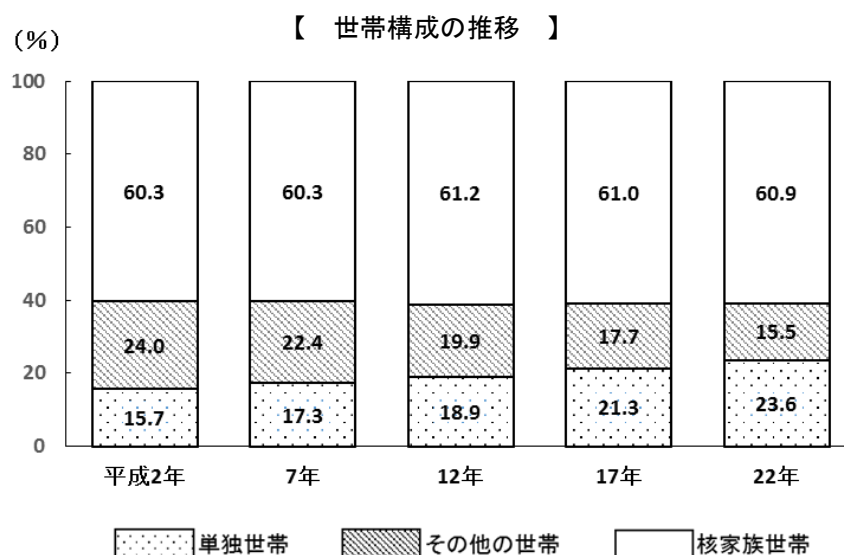
(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の0歳から5歳の子どもの人口は、減少傾向がみられ、平成25年4月1日現在で10,593人となっています。平成26年以降の推計においても減少傾向が続き、平成31年で9,556人になると見込まれています。



(3) 世帯構成の推移

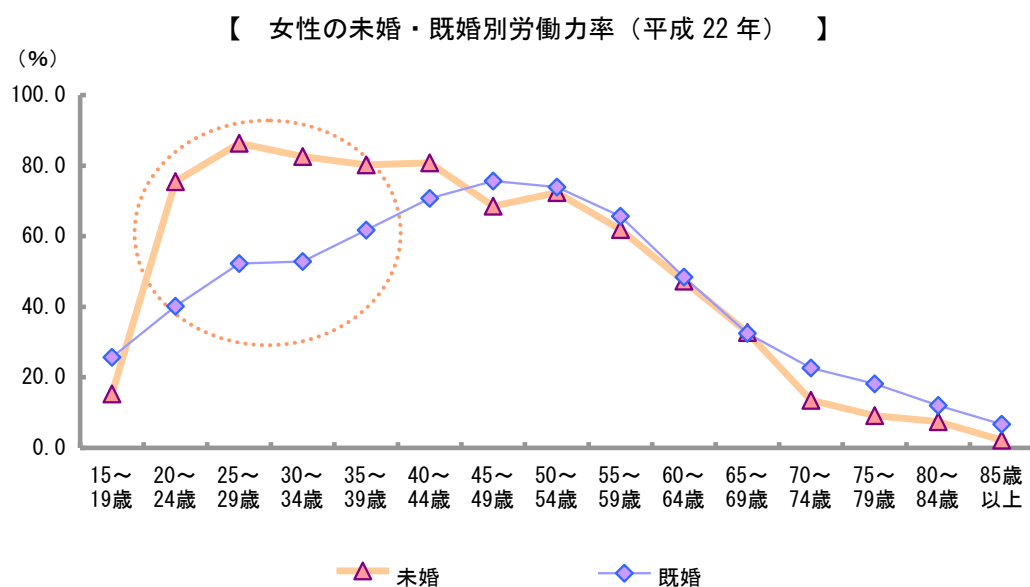
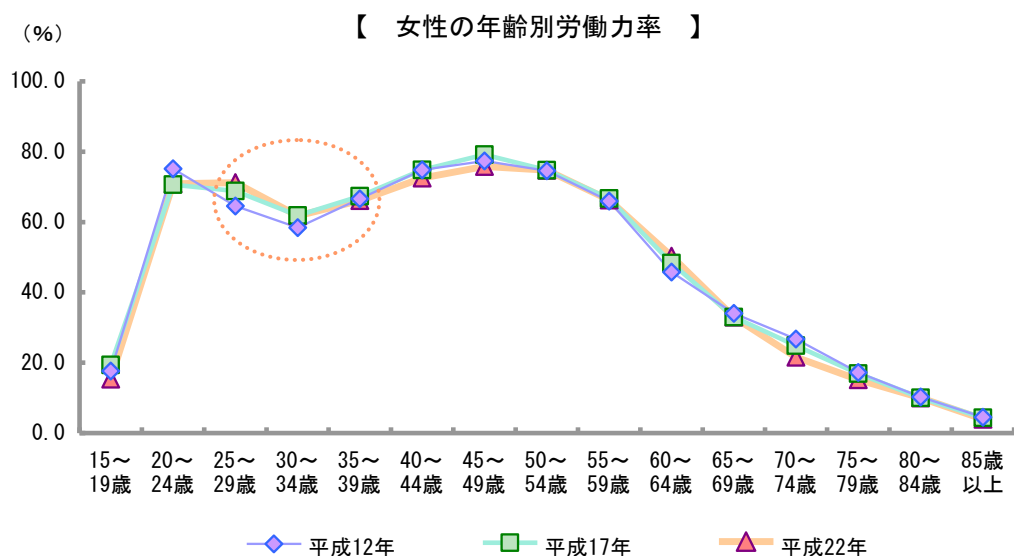
本市の世帯構成は、核家族世帯の占める割合が約6割で推移していますが、単独世帯の占める割合は、年々増加し、平成22年で23.6%となっています。



(4) 女性の労働状況

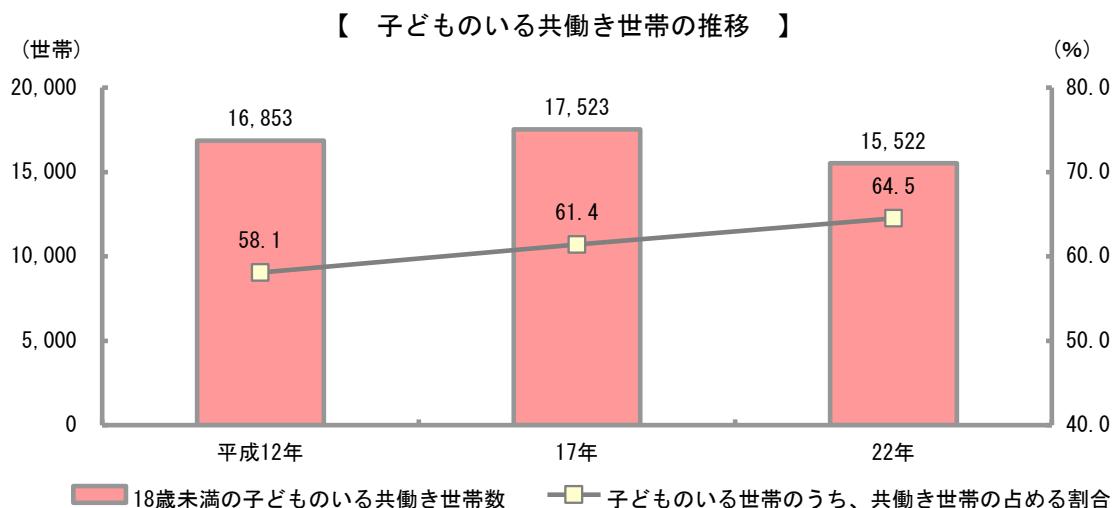
本市の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成22年は、平成12年と比べ、30～34歳の労働力率が6.7ポイント上昇しており、落ち込みは、年々緩やかになっています。

平成22年の女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20歳から39歳にかけて既婚に比べ、未婚の割合が高くなっており、特に、25～29歳で34.1ポイントの差となっています。



(5) 子どものいる共働き世帯の推移

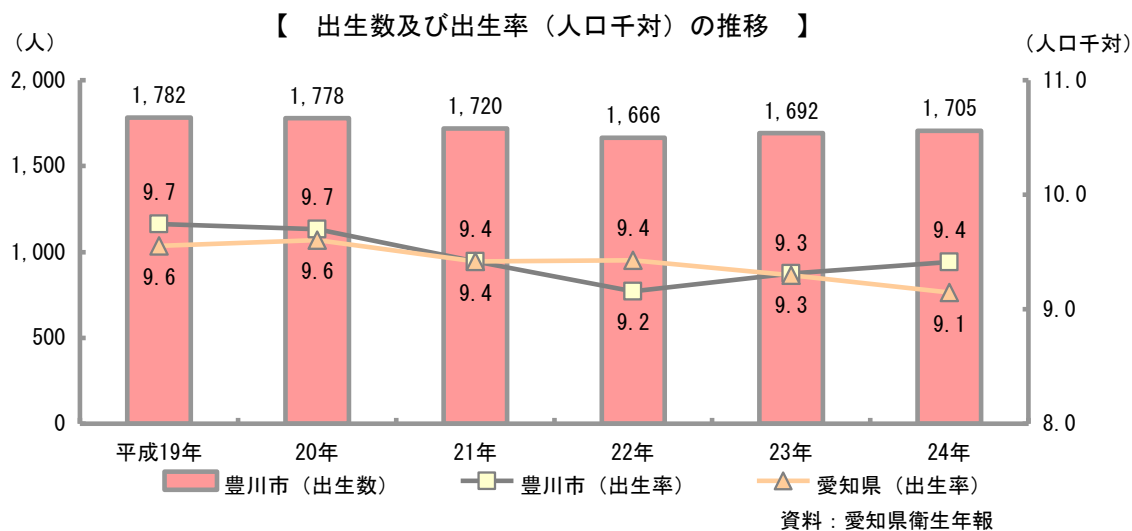
本市の子どものいる共働き世帯数は、平成 17 年でいったん増加し、平成 22 年で減少しており、15,522 世帯となっています。また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、年々増加しており、平成 22 年で 64.5%となっています。



(6) 出生の動向

本市の出生数は、年々減少していましたが、平成 22 年以降は回復傾向がみられ、平成 24 年で 1,705 人となっています。

出生率（人口千対）は、出生数と同様の推移がみられ、平成 24 年で 9.4 人となっています。また、愛知県と比較すると、ほぼ同じ値で推移しています。



2 保育サービス等の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

本市には、平成26年4月1日現在、認可保育所48園（公立25園、私立23園）と私立幼稚園6園があります。

平成25年度の保育所及び幼稚園の入所、入園者は、保育所で4,906人、幼稚園で1,436人となっています。

【 就学前児童の保育所・幼稚園在籍状況 】

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所	4,669人	4,706人	4,874人	4,906人
幼稚園	1,373人	1,434人	1,438人	1,436人

資料：子ども課（保育所：各年4月1日、幼稚園：各年5月1日現在）

【 保育所（公立）の年齢別在籍状況 】

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	31人	31人	42人	44人
1歳児	136人	165人	158人	191人
2歳児	259人	254人	270人	269人
3歳児	633人	614人	600人	609人
4歳児	592人	639人	648人	620人
5歳児	668人	596人	662人	658人

資料：子ども課（各年4月1日現在）

【 保育所（私立）の年齢別在籍状況 】

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	45人	38人	55人	47人
1歳児	207人	214人	206人	233人
2歳児	302人	329人	353人	340人
3歳児	616人	588人	634人	624人
4歳児	582人	640人	602人	658人
5歳児	598人	598人	644人	613人

資料：子ども課（各年4月1日現在）

【 幼稚園（私立）の年齢別在籍状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0 歳児	—	—	—	—
1 歳児	—	—	—	—
2 歳児	—	—	—	—
3 歳児	464 人	508 人	448 人	485 人
4 歳児	454 人	478 人	521 人	449 人
5 歳児	455 人	448 人	469 人	502 人

資料：子ども課（各年５月１日現在）

（２）待機児童数の推移

本市の保育所の待機児童の状況は、平成 22 年度と平成 24 年度に 1 人発生しましたが、平成 25 年度は 0 人となっています。

【 待機児童数の推移 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 月 1 日	0 人	0 人	0 人	0 人
10 月 1 日	1 人	0 人	1 人	0 人

資料：子ども課

[illegible]

① 延長保育

本市の延長保育の月平均登録者数は、年々増加傾向がみられ、平成 25 年度で 249 人となっています。また、年間利用延べ日数についても年々増加し、平成 25 年度で 8,425 日となっています。

【 延長保育の利用状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	15	16	16	16
月平均登録者数	214 人	224 人	253 人	249 人
年間利用延べ日数	6, 435 日	6, 050 日	7, 162 日	8, 425 日

※登録者は 18:00 以降の利用者、利用延べ日数は 18:45 以降の利用延べ日数

資料：子ども課（施設数は各年４月１日現在）

② 一時的保育

本市の一時的保育の年間利用延べ人数は、平成 24 年度までは増加傾向がみられましたが、平成 25 年度では 5,328 人と減少しています。

【 一時的保育の利用状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	10	12	12	12
年間利用延べ人数	4, 513 人	5, 695 人	6, 208 人	5, 328 人

資料：子ども課（施設数は各年４月１日現在）

③ 病児・病後児保育

本市の病後児保育の年間利用延べ人数は、年々増加傾向がみられ、平成 25 年度で 597 人となっています。

【 病後児保育の利用状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1	1	1	1
1 日あたり定員	4 人	4 人	4 人	4 人
年間利用延べ人数	471 人	462 人	546 人	597 人

資料：子ども課

(4) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの状況は、市内 26 小学校区すべてで設置し、平成 26 年 4 月 1 日現在、30 クラブ（公設 24、保護者会 6）があります。

就学児童数は、年々減少していますが、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、平成 25 年で 1,033 人となっています。

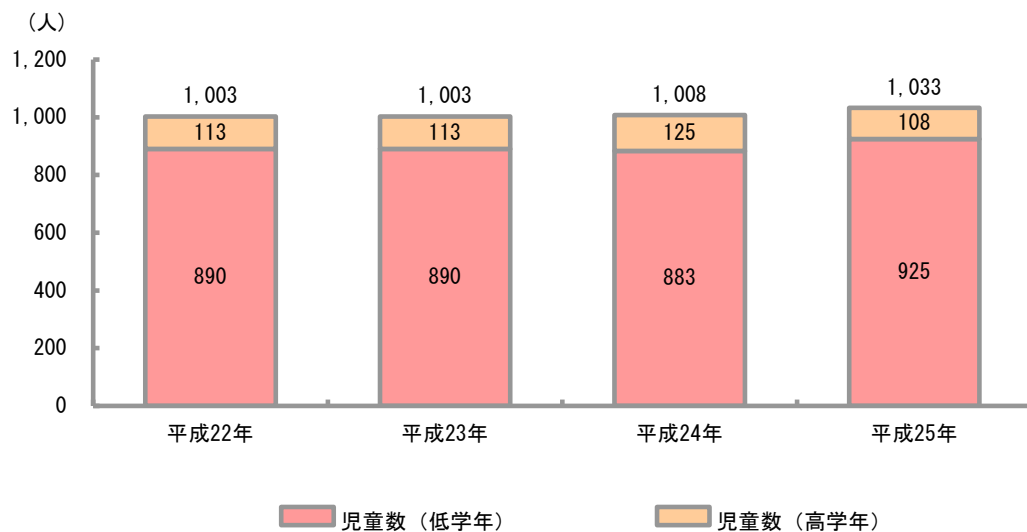
【 放課後児童クラブの利用児童数の推移 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就学児童数（低学年）	5,611 人	5,393 人	5,220 人	5,209 人
就学児童数（高学年）	5,569 人	5,736 人	5,622 人	5,600 人
就学児童数（合 計）	11,180 人	11,129 人	10,842 人	10,809 人
箇所数	27 か所	28 か所	29 か所	28 か所
利用児童数（低学年）	890 人	890 人	883 人	925 人
利用児童数（高学年）	113 人	113 人	125 人	108 人
利用児童数（合 計）	1,003 人	1,003 人	1,008 人	1,033 人

資料：子ども課（各年 5 月 1 日現在）

※ 利用児童数は、各年度当初登録児童数

【 放課後児童クラブの利用児童数の推移 】



資料：子ども課（各年 5 月 1 日現在）

(５) 児童相談の状況 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本市の要保護児童相談の受付状況は、平成 25 年度で計 143 件となっています。
内訳をみると、児童虐待相談の割合が 55.9%と最も高くなっています。

【 児童相談の受付状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待相談	121 件	140 件	94 件	80 件
その他の相談	38 件	34 件	63 件	49 件
保健相談	0 件	0 件	0 件	0 件
肢体不自由相談	0 件	0 件	0 件	0 件
視聴覚障害相談	0 件	0 件	0 件	0 件
言語発達障害等相談	0 件	0 件	0 件	0 件
重症心身障害相談	0 件	0 件	0 件	0 件
知的障害相談	0 件	0 件	0 件	0 件
自閉症等相談	0 件	0 件	0 件	0 件
ぐ犯行為等相談	3 件	2 件	1 件	0 件
触法行為等相談	1 件	0 件	0 件	0 件
性格行動相談	6 件	9 件	3 件	8 件
不登校相談	2 件	6 件	6 件	4 件
適性相談	0 件	0 件	0 件	2 件
育児・しつけ相談	1 件	0 件	0 件	0 件
その他の相談	0 件	0 件	0 件	0 件
計	172 件	191 件	167 件	143 件

資料：豊川市要保護児童対策地域協議会

3 アンケート調査からみられる現状

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

市内に在住する就学前児童（0～5歳）と、小学生児童（小学校1～6年生）を持つ親の保育等に対するニーズを把握することにより、子育てに対するサービスの充実を図ることを目的としてアンケート調査を実施しました。なお、この調査結果は、本市の保育サービスの必要量やそのあり方を検討する資料として活用することとします。

② 調査対象

市内にお住まいの対象世帯の中から無作為に抽出した以下の方

- ・就学前児童の保護者 2,000 人
- ・小学生児童の保護者 2,000 人

③ 調査期間

平成 25 年 10 月～11 月

④ 調査方法

郵送調査法

⑤ 回収結果

	配付数	回収数	回収率
就学前児童	2,000 通	1,066 通	53.3%
小学生児童	2,000 通	1,082 通	54.1%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・グラフに表示されている N 値は有効回答数です。
- ・回答は各質問の N 値を基数とした百分率（％）で表示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100％にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100％を超える場合があります。

(2) お子さんご家族の状況について

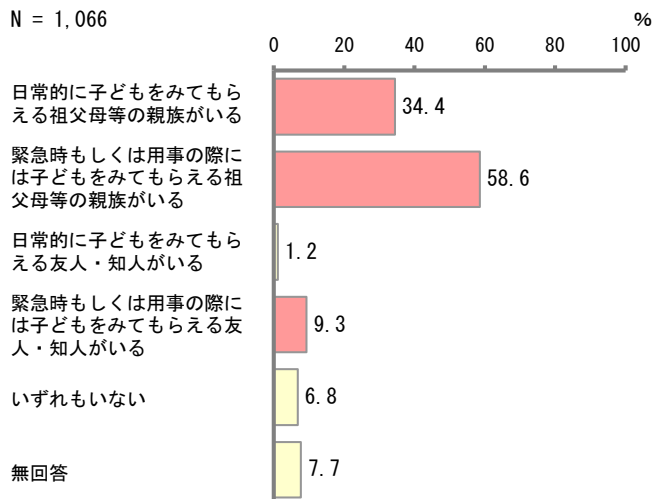
① 子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」と回答された方が58.6%と最も高く、次いで「日常的に子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が34.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が9.3%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,066

(複数回答)

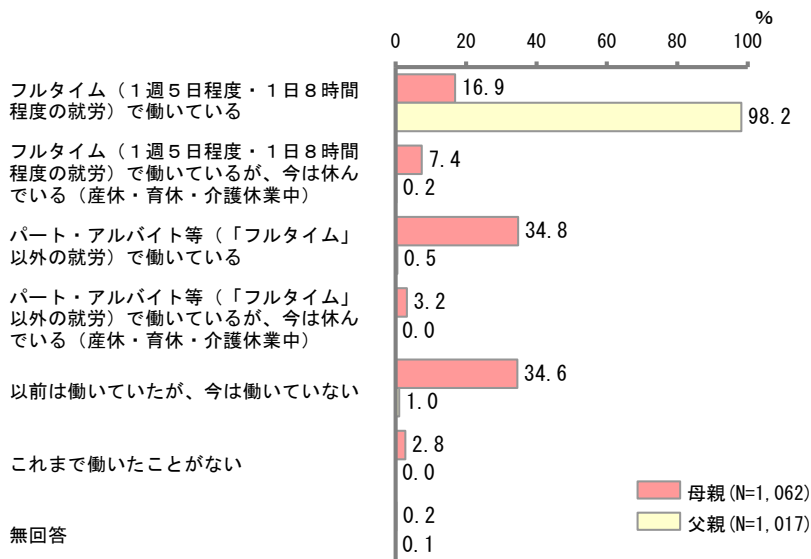


② 母親と父親の就労状況

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で働いている」が34.8%、次いで「以前は働いていたが、今は働いていない」が34.6%となっています。

父親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」が98.2%となっています。

【就学前児童調査】



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

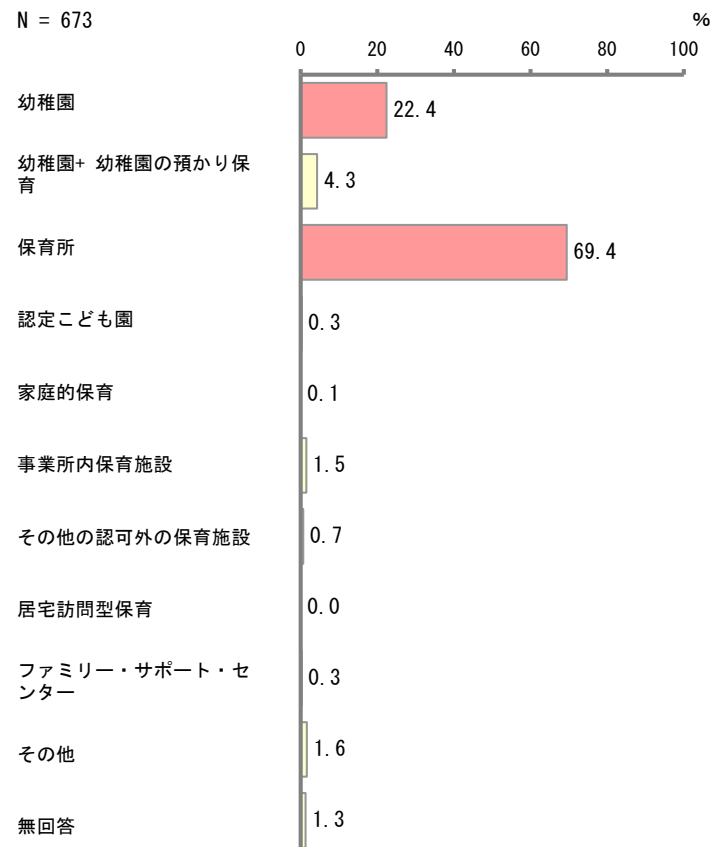
① 平日利用している教育・保育事業

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は、0歳から5歳までの児童数全体の96.4%となっています。

その内訳は「保育所」が69.4%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が22.4%となっています。

【就学前児童調査】

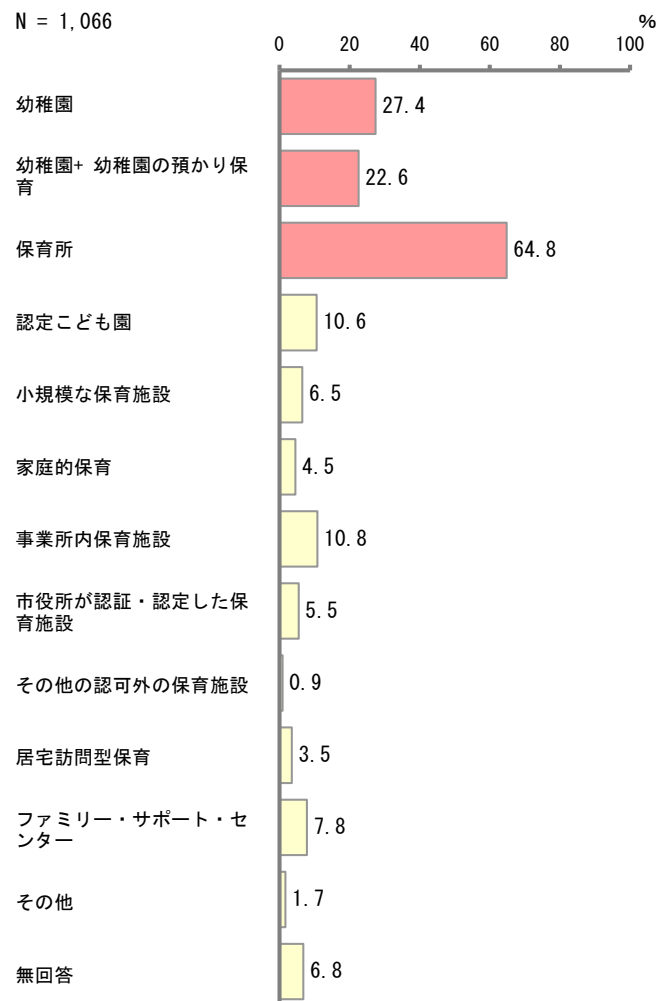
N = 673



② 平日利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「保育所」が64.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が27.4%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が22.6%となっています。

【就学前児童調査】（複数回答）

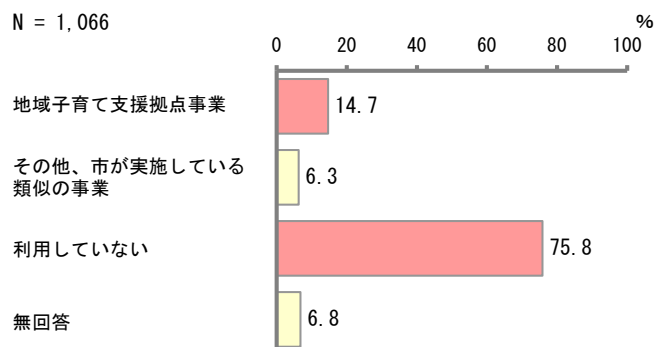


● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が75.8%と最も高く、「地域子育て支援拠点事業」を利用している割合は14.7%となっています。

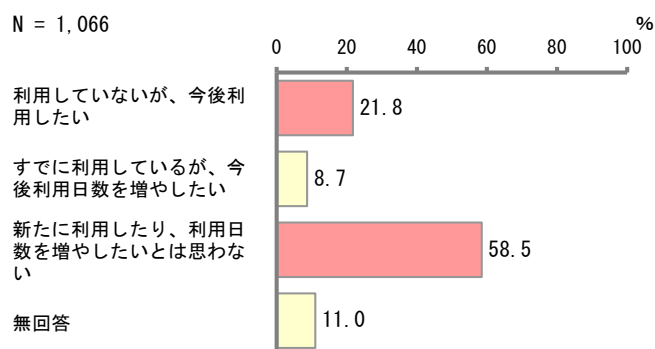
【就学前児童調査】（複数回答）



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が58.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.8%となっています。

【就学前児童調査】

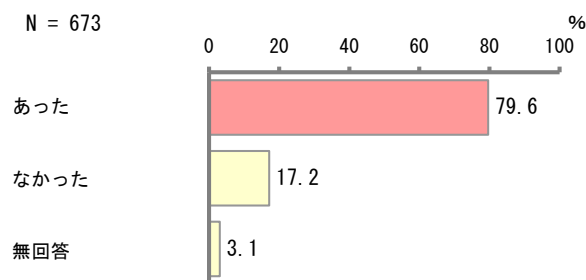


(5) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

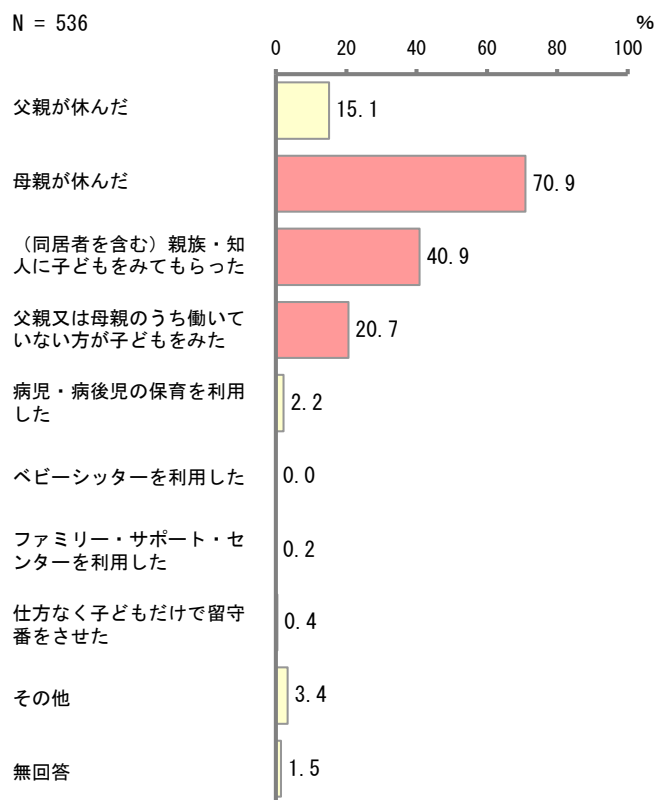
1年間に、お子さんが病気やケガで普段利用している幼稚園や保育所などを利用できなかったことが「あった」が全体で79.6%となっています。

【就学前児童調査】



対処方法として、「母親が休んだ」が70.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が40.9%、「父親又は母親のうち働いていない方が子どもをみた」の割合が20.7%となっています。

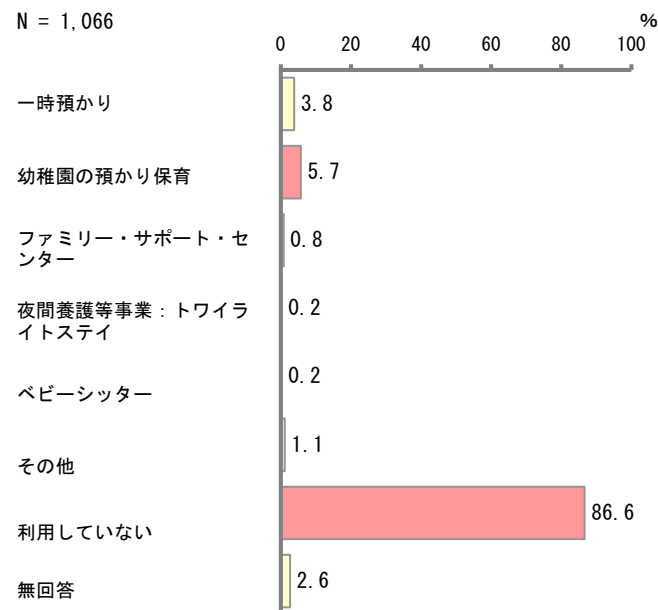
【就学前児童調査】(複数回答)



② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が86.6%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が5.7%となっています。

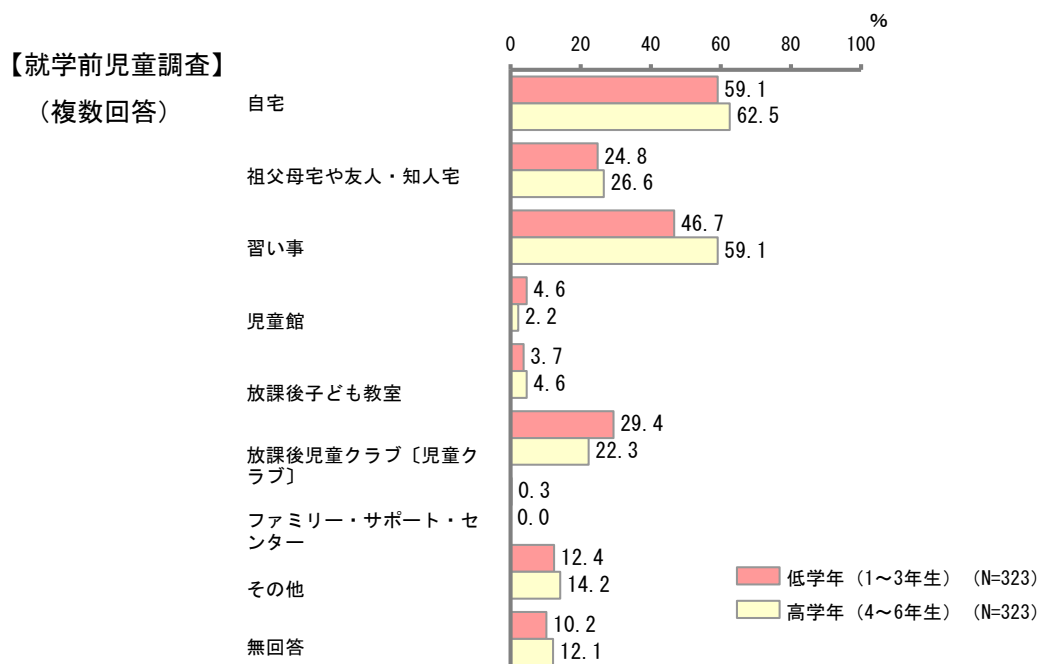
【就学前児童調査】



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

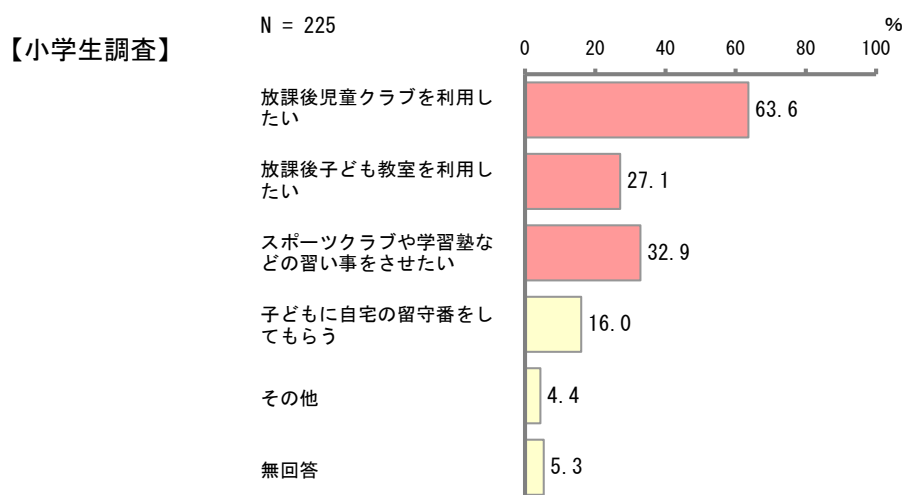
① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

お子さんが小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）では、「自宅」が59.1%、「習い事」が46.7%、「放課後児童クラブ」が29.4%の順になっています。また、高学年（4～6年生）では、「自宅」が62.5%と最も高く、次いで「習い事」が59.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26.6%となっています。



② 小学生の保護者の4年生以降の希望

お子さんについて、小学4年生以降の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「放課後児童クラブを利用したい」が63.6%と最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が32.9%、「放課後子ども教室を利用したい」が27.1%となっています。

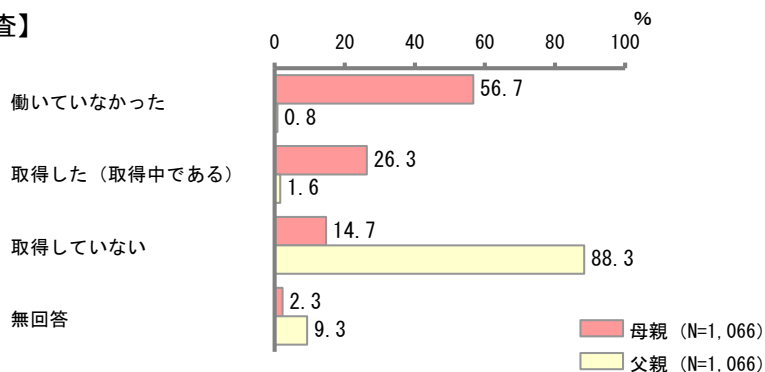


(7) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得後、復帰した時の子どもの年齢

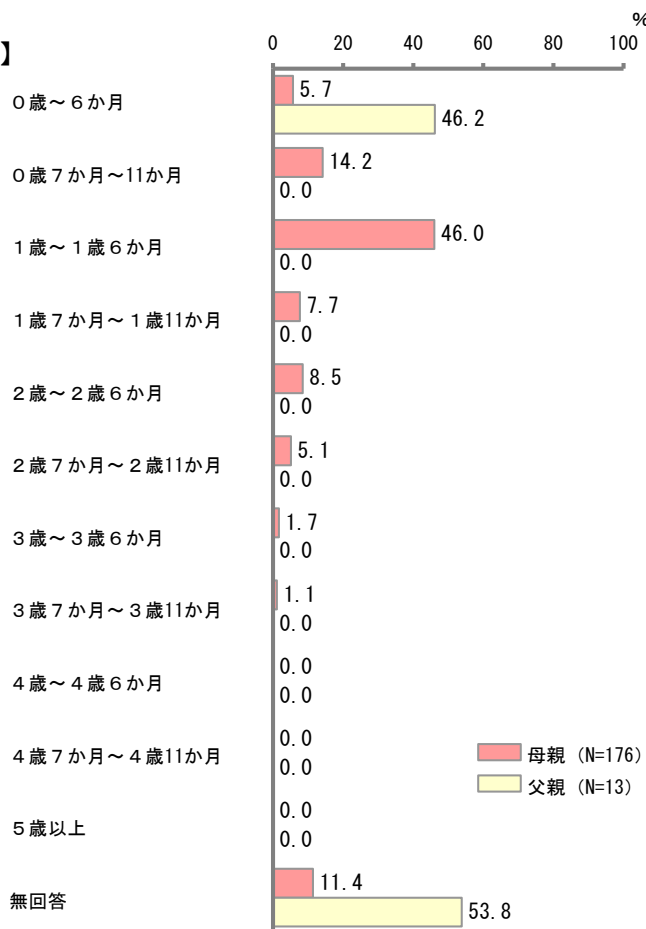
育児休業を取得した（取得中である）が母親は 26.3%、父親は 1.6%となっています。

【就学前児童調査】



母親の取得後、復帰した時の子どもの年齢は、「1 歳～1 歳 6 か月」が 46.0%、父親の取得日数では「0 歳～6 か月」が 46.2%と高くなっています。

【就学前児童調査】



② 取得していない理由

育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」が35.7%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」が12.1%となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」が30.1%、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が29.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が26.8%となっています。

【就学前児童調査】（複数回答）

（単位：％）

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	（産休後に）仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するために退職した	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	157	11.5	7.6	3.8	12.1	0.0	5.7	3.2	0.0	7.0	35.7	11.5	0.6	0.0	1.9	15.3	26.8
父親	941	26.8	30.1	0.1	3.9	5.7	24.3	0.7	14.2	29.4	0.0	7.5	0.0	1.1	0.1	3.4	33.2

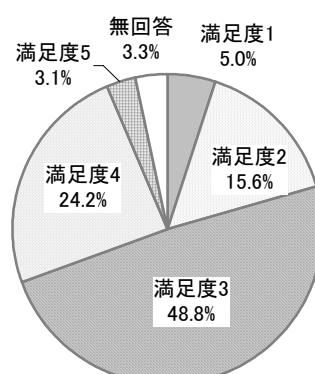
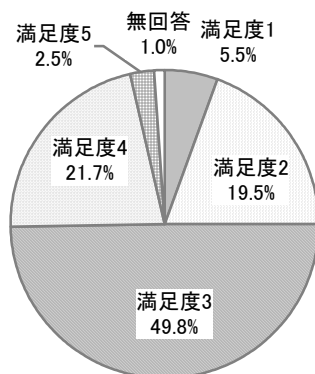
（８）子育てに対する意識について

① 豊川市の子育て環境や支援の満足度（５段階評価）

就学前児童、小学生児童とも中間値である「３」が最も多く約半数を占めています。満足度の傾向の強い「５」とやや満足度傾向がある「４」を合計した割合は、就学前児童で24.2%、小学生児童が27.3%となっています。一方、「１」と「２」を合計した割合は、就学前児童で25.0%、小学生児童が20.6%となっています。

就学前児童（N=1,066）

小学生児童（N=1,082）



4 次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）の評価

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する市町村行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。」とされています。この指針に基づき、豊川市次世代育成支援対策地域行動計画後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の平成 25 年度までの実施状況から、主に子ども・子育て支援事業計画で対象とする事業について現状と課題を整理しました。

目標 1 「地域における子育ての支援」の評価

地域における子育て支援サービスの充実を図るため、子育て支援センターを拠点として保育所、保健センター、NPO、ボランティア団体等と連携を図り、不安や悩みを解消するための相談体制の充実を図るとともに、子育てポータルサイトの開設やつながるノート「じゃん・けん・ぽん」の発行等、子育て情報の提供体制についても充実を図りました。そのほか、子どもの健全育成を図るため、市内すべての中学校区への児童館整備、放課後児童クラブの規模の適正化、放課後子供教室の拡大等に取り組んでいます。

また、保育サービスでは、3歳未満児の受入れ体制の充実を進めるとともに、延長保育や一時的保育の充実、病後児保育や休日保育の利用拡大を図りました。

今後も、地域で支える仕組みを継続するとともに、ニーズの高まりが見込まれる放課後児童クラブや3歳未満児保育については、引き続き受け入れ体制を確保していくことが必要です。

目標 2 「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」の評価

心身ともに健全な子どもの出産や育児、子どもの成長ができるよう周産期から乳幼児期にかけ各種の健診や教室を実施し、適切な指導や相談体制の充実を図るとともに、食に関する教育や情報提供を子どもの成長過程に合わせて取り組みました。

また、臨床心理士による相談支援等について、心の問題を抱える小中学生及びその保護者、教職員に加えて、年長児の保護者を対象として相談枠を拡大しました。

このほか、子どもを生み、育てやすい環境整備のため、子ども医療費の通院に係る助成対象年齢を拡大しました。

今後も、出産や育児に対する不安や悩みを解消するための体制を整備し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進していくことが必要です。

目標3「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の評価

子どもを生み、育てることの意義や家庭の大切さを理解してもらうため、学校教育等を通じて、小学生や中学生と乳児のふれあい体験を拡大しました。

また、学校と地域が連携した体験学習や開かれた学校づくりとして、さまざまな機会やホームページ等を通じて、学校からの情報発信を行いました。

そのほか、生涯学習講座や各小学校区青少年健全育成推進協議会の活動を通じて、家庭の教育力の向上を図り、また、地域における子育てサポーターを養成することで地域の教育力の向上を図ってきました。

今後も、子どもが健やかに成長し、また次代の親の育成を図るため、地域社会全体で育てる環境への取り組みを継続していくことが必要です。

目標4「子育てを支援する生活環境の整備」の評価

生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには防犯灯を設置する等、歩行者も自転車も安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

今後も、子育て家庭にやさしいまちづくりを推進することが求められます。

目標5「職業生活と家庭生活との両立の推進」の評価

働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、広報、情報誌、ホームページ等で普及、啓発を実施してきました。

今後も、仕事と家庭の両立支援に向けて、より有効な普及啓発活動を進めて行くことが求められます。

目標6「子どもの安全の確保」の評価

子どもの安全を確保するため、交通安全教室への支援や防犯ボランティア活動への支援を推進してきました。また、子ども自身や親の防犯に関する能力を高めるための学習機会を提供してきました。

今後も、家庭・学校・地域・行政等との連携等、社会全体で子どもの安全の確保、防犯対策を継続して推進していくことが必要です。

目標 7 「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」の評価

要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携による要保護児童への迅速な対応とともに、対象家庭へのきめ細かな対応に力を入れてきました。また、ひとり親家庭へは、各種制度の啓発や相談支援を実施してきました。

障害児施策の充実に向けては、乳幼児健診事後相談や障害児保育を通じて、発達の遅れや育児に不安を持つ保護者に対する相談支援の充実とともに、ニーズに応じて障害児保育指定園の拡大を進めました。

今後も、要保護児童対策においては、関係機関との連携や情報の共有化を図り、虐待を未然に防ぐ対策を強化していくことが必要です。また、ひとり親家庭や障害児を養育している家庭への支援についても充実していくことが必要です。



5 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子ども・子育ての現状や平成 25 年度に実施したアンケート調査の結果、次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）の評価を踏まえ、本計画において取り組むべき課題を以下の4つの視点で整理します。

（1）家庭や地域における子育て支援について

現状と課題

本市の就学前児童数は、少子高齢化が進む中減少傾向にありますが、保育所や幼稚園の入所児童数は全体として増加傾向にあります。共働き世帯の状況をみると、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は上昇傾向にあり、女性の年齢別労働力率においても平成 12 年の国勢調査に比べ平成 22 年では、子育て世代の 30 歳代、40 歳代の労働力率が高くなっており、働く母親が増えてきていることがうかがえます。一方で、核家族化の進行もあり、家庭や地域における人との関わりの機会が減少しており、悩みや不安を相談できる人がいない保護者も増えつつあります。

子どもの成長においては、乳幼児期に多様な活動を経験することが、豊かな感性とともに好奇心や探究心、思考力等が養われ、その後の生活や学びの基礎となり生涯にわたる人格形成の基礎となることから、子どもが心身ともに健やかに成長していくための環境整備が必要です。

アンケート調査の結果をみると、平日の日常的な教育・保育事業の利用希望は、「保育所」の割合が高くなっており、特に3歳未満児から保育所の利用を希望する傾向が高まっています。また、小学生児童の放課後児童クラブの利用希望も同様に高まる傾向が見られます。

こうした保護者の働き方やライフスタイルの変化、幼児期からの教育の重要性等に対応するため、幼児期における教育・保育サービスや放課後児童クラブの充実が求められています。

また、保護者の抱えるさまざまな子育てへの負担や不安、孤立感に対する支援や、子どもの発達の遅れや育児への不安等に対する相談支援の充実を図ることが必要です。

(2) 母と子の健康づくりについて

現状と課題

乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけが必要です。また、子どもの健康の確保及び増進に向け、望ましい食生活や体育等による体力の増進を図り、心身ともにたくましい子どもの育成が求められています。

また、乳幼児期の発達は、一人ひとりの個人差が大きいものであり、乳幼児期の発達に応じた適切な保護者の関わりや子育て支援による子どもの健やかな発達を保障していくことが必要です。

(3) 子どもの健やかな育ちへの支援について

現状と課題

子どものより良い育ちを実現するためには、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができる環境づくりが必要です。

親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に対して喜びや生きがいを持てるよう、家庭や地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を進めていくことが必要です。

さらに、子どもの健やかな成長を支えるためにも、子どもにとってやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

(4) 仕事と子育ての両立について

現状と課題

働く母親が増えてきている中で、家庭で育児を行っていくためには、企業等の子育てに関する理解も必要となります。アンケート調査結果をみると、子どもが生まれたときに育児休業を取得した母親の割合は26.3%となっており、父親が取得した割合は、1.6%となっています。

保護者が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、教育・保育の施設や事業の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、仕事と子育てを両立するための環境づくりを進めていくことが必要です。

1 基本理念

はばたけ 未来へ 豊川っ子！



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、豊川市次世代育成支援対策地域行動計画において掲げた『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』の基本方針を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進します。

2 基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の4項目を基本目標として掲げます。

基本目標 1 家庭や地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、幼児期からの教育の重要性等に対応するため、教育・保育サービス等の充実を図ります。また、児童虐待の防止対策の推進やひとり親家庭への支援、障害児施策の充実を図ります。

基本目標 2 母と子の健康づくりの推進

安心して健やかな子どもを生み育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

基本目標 3 子どもの育ちを支える環境の整備

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図ります。また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるような取り組みを進め、さらには、子どもや子育て家庭が安心して外出できるまちづくりを推進します。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

働きながら安心して子どもを生み、育てることができるよう、勤務時間や生活スタイルの多様化に柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取り組みを推進します。

3 施策の体系

【基本理念】

はばたけ 未来へ 豊川っ子！

【基本目標】

1 家庭や地域における子育て支援の充実

2 母と子の健康づくりの推進

3 子どもの育ちを支える環境の整備

4 仕事と子育ての両立の推進

【施策の展開】

- 1-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-2 保育サービスの充実
- 1-3 児童の健全育成
- 1-4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

- 2-1 子どもと母親の健康の確保
- 2-2 「食育」の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実

- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 家庭や地域の教育力の向上
- 3-3 子育てにやさしいまちづくりの推進

- 4-1 ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

基本目標の実現に向け、子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開していきます。また、本計画に位置づけていない次世代育成支援対策地域行動計画において実施してきたさまざまな事業についても、必要に応じて関係課で継続的に取り組んでいきます。

なお、法定事業（●で表示）については、第5章「量の見込みと確保方策」において計画期間内の量の見込みと確保の内容を定めます。

基本目標 1 家庭や地域における子育て支援の充実

（1）地域における子育て支援サービスの充実

●子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

子育て支援の拠点として、子育て支援センターやつどいの広場において、気軽に親子が集い、交流できる場の提供を行うとともに、親子教室や子育て相談、情報提供を充実し育児支援を行います。また、市内の児童館と連携した育児支援体制を強化します。さらに、子育て支援センターを軸に、関係機関・団体等が連携し、地域全体で子どもたちを見守り、子育てを支援する仕組みを充実します。

●利用者支援事業

基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が幼稚園や保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援体制を整備します。また、関係機関と連携を図り、必要な情報を集約し提供する仕組みを構築します。

また、保健センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

○子ども・子育て相談事業

乳幼児の保護者や小中学生、青少年及びその保護者の抱える不安や悩みに対し、子育て支援センターや保育所、保健センター、家庭児童相談室、少年愛護センターにおいて相談に応じ、養育力の向上や不安の解消、非行等の未然防止に努めます。

●ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

育児の援助を求める方（依頼会員）と援助が可能な方（援助会員）を結びつけ、地域での子育て支援の円滑化を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、援助会員数を増やすことで事業の拡充につなげていきます。

●放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後帰宅しても保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供し健全な育成を図っていくため、基準に適合した運営や施設確保を進めます。

質の向上に向けては、必要な研修機会を確保し、放課後児童支援員の育成を図ります。また、利用ニーズの増加に伴う待機児童の発生防止のため、放課後児童支援員及び補助員の確保と小学校の余裕教室等の活用をはじめとする施設確保に努めます。さらに、保護者の多様なニーズに対応できるよう、民間事業者等の活用を検討します。

（２）保育サービスの充実

●認可保育所における通常保育の充実

増加傾向にある３歳未満児の保育ニーズに応えられるよう、認可保育所の保育室等の改修や保育士の確保を図り、受け入れ体制の充実を進めます。

老朽施設等については、再編、改築等を進め、保育環境の向上を図ります。

○認定こども園の普及促進

多様化する教育・保育ニーズに応えるため、市内の幼稚園をはじめ、関係団体等への働きかけを行い、認定こども園への移行促進を図ります。

○小規模保育事業等の普及促進

３歳未満児保育や一時預かり事業へのニーズの高まりに対し、市内の認可外保育施設をはじめ、関係団体等への働きかけを行い、小規模保育等への事業参入の促進を図ります。

○相互連携の充実

切れ目ない教育・保育サービスを提供していくために、市内の幼稚園や認可保育所、小学校等が組織する既存の協議会等を活用し、相互の連携が図られるよう必要な情報等を提供していきます。また、保育者の資質の向上を図り、質の高い幼児教育が提供できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修などの取り組みを検討していきます。

●時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化等に伴う時間外保育のニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

●一時預かり事業（保育所での一時預かり）

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所で一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

●一時預かり事業（幼稚園での預かり保育）

希望のあった在園児を幼稚園での教育標準時間終了後、施設内で預かり保育を行い、保護者の子育てを支援します。

●病児・病後児保育事業

保護者のニーズも高く、就労世帯の支援のため、医療機関をはじめ関係機関との連携を進め、病後児保育施設の拡大を図ります。

○休日保育事業

保護者の就労形態の変化による多様な保育ニーズに対応するため、的確なニーズを把握し事業の充実を図ります。

（３）児童の健全育成

○児童館事業

身近な児童健全育成の拠点としての機能に加え、乳幼児親子向けの教室や相談事業を増やし、子育て支援拠点施設のサテライト施設としての機能を充実します。また、老朽施設については更新等の検討を行います。

○心理教育相談事業

臨床心理士による心理教育相談室「ゆずりは」において、市内の小中学生及びその保護者、小中学校教諭、就学前児童の保護者、保育士等からの心理教育相談等を充実していきます。

○放課後子供教室・放課後子ども総合プラン

すべての小学生児童の安心・安全な居場所の確保として、放課後子供教室の拡充、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施または連携実施に向けた検討を行います。

(4) 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

○要保護児童対策地域協議会

児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会における情報管理の徹底や児童相談センターをはじめとする関係機関の連携を強化し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図ります。

●養育支援訪問事業

養育が困難な家庭への早期支援、虐待予防のため、児童の養育に支援が必要な家庭に対し、育児・家事援助や保健師等による相談・指導等の支援を推進します。

○ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭自立支援給付金事業等の周知を行い、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

○児童発達支援体制の充実

障害の有無に関わらず、何らかの支援が必要な子どもやその保護者に対して、子どもの就園、就学等の節目において途切れのない一貫した総合的な支援として、相談、療育等を包括的、かつ、継続的に行うための体制整備を図ります。

○障害児保育の充実

障害児受け入れへのニーズが高まり、統合保育も現在の指定園（13箇所）だけでは難しい状況にあることから、実施園を拡大し、より身近でサービスが受けられるよう整備を進めます。

○特別支援教育の充実

さまざまな理由で特別な支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、家庭環境や学習能力、心身の状況等に応じた教育を受けることができる支援体制の充実を図ります。

基本目標 2 母と子の健康づくりの推進

(1) 子どもと母親の健康の確保

●母子健康手帳の交付時の相談・指導及び妊産婦教室の実施

母子健康手帳の交付時に保健師等が面接し、相談・指導を実施します。また、出産、育児に見通しが立つプログラムを組み入れた妊産婦教室を実施することで妊婦の健康保持、心身ともに健全な子どもの育ちへの支援を行います。

●赤ちゃん訪問の実施（乳児家庭全戸訪問事業）

安心して子育てができるよう、生後2か月ごろの赤ちゃんの家庭に、看護師や保健師が訪問し、赤ちゃんとの暮らし方や、育児、予防接種の情報を提供します。

○乳幼児健康診査・子育て教室の実施

乳幼児の発達の節目に合わせ、乳幼児健診を行うとともに、相談・指導を実施し、健やかな子どもの育ちを支援します。また、子育て教室を開催し、子育ての基盤となる親力、地域力の向上を図ります。

(2) 「食育」の推進

○食育啓発事業

第2次豊川市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭を基本とした「食育」に取り組み、健康で心豊かな人間性を育む「食育」を市民とともに推進するための啓発を行います。

○食に関する指導の充実

給食時間に小中学校全クラスにおいて、栄養教諭と学校栄養職員により給食指導を実施します。また、学級活動を通じて適切な食に関する指導を充実します。保育所においては、食に関する保育実践のほか、保護者に対して食のあり方（離乳食、アレルギー対応食等）の情報を提供します。

(3) 思春期保健対策の充実

○心理教育相談事業の充実

こころの専門家、臨床心理士による心理教育相談室「ゆずりは」を開設して、市内の年中児から小中学生、保護者等のこころの相談を実施します。

基本目標 3 子どもの育ちを支える環境の整備

(1) 次代の親の育成

○ふれあい体験の実施

小中学生が乳児や妊産婦と交流することで、自分の育ちを見つめ、命の大切さや家族の絆等を学ぶ「ふれあい体験」の実施校区の拡充を図るとともに、学校、主任児童委員、民生・児童委員等の地域関係者の連携強化を図ります。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

○子育てサポーターの養成

身近な地域における子育て支援の場で活躍できる子育てサポーターを養成、確保していくため、実践的な講座を実施していきます。

○主任児童委員、民生・児童委員活動との連携

主任児童委員連絡会との連携により、地域での子育てに関する問題等の情報の共有化を図ります。また、研修会を開催し、活動に必要な知識の取得を支援します。

(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

○赤ちゃんの駅事業

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、市内の公共施設や商業施設等でおむつ替えや授乳等ができる場所の情報を提供します。また、イベント等の屋外での催しにおいても移動式授乳室等を設置して子育て世帯を支援していきます。

○公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり

公共施設を新築、改築する場合は、子育てに配慮した設備・施設機能を確保するように努めます。また、既存施設においても改修等を行い充実を図ります。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

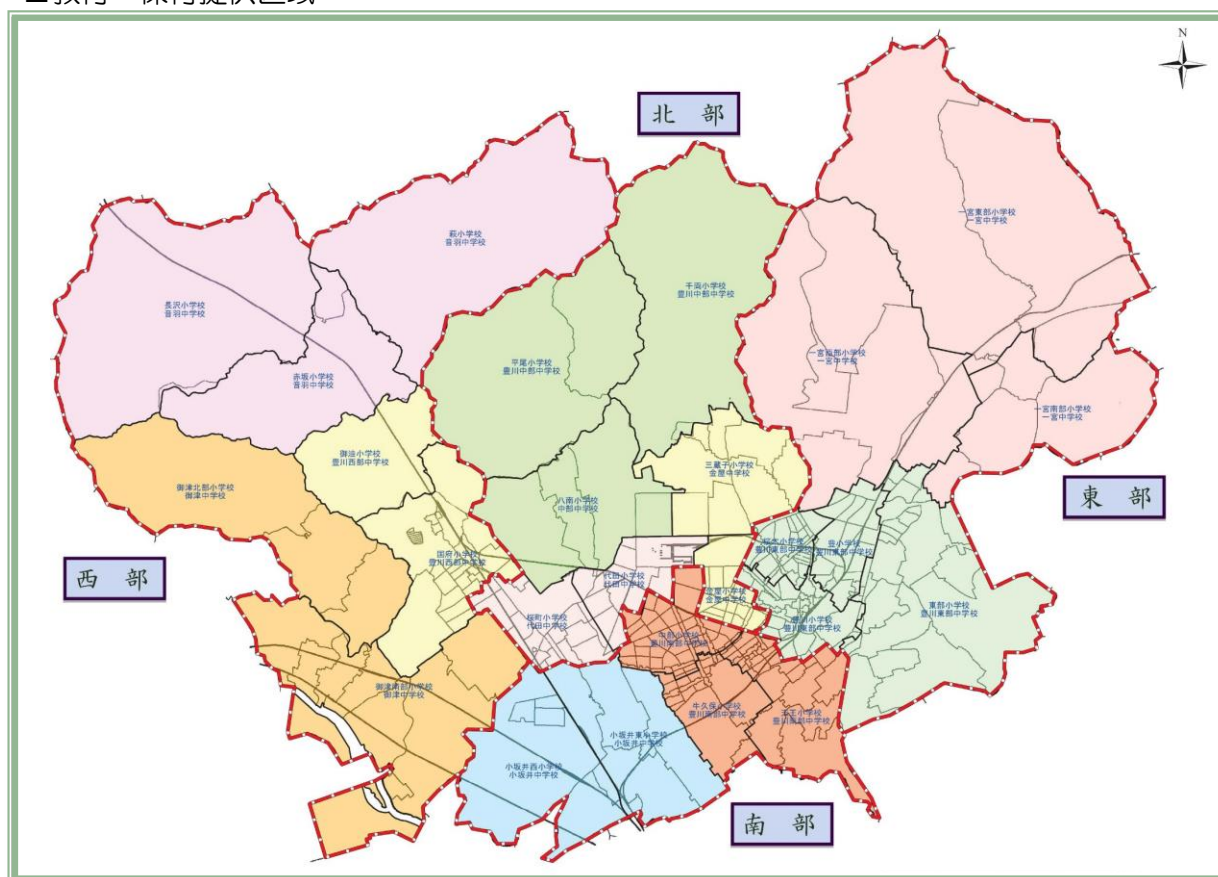
働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体と連携を図り、効果的な手段、方法を検討し啓発に努めます。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。

■教育・保育提供区域



■校區別一覧

教育・保育 提供区域	該当地域	
	中学校区	小学校区
東部地区	東部中学校/一宮中学校	豊川小学校/東部小学校/桜木小学校/豊小学校/ 一宮東部小学校/一宮西部小学校/一宮南部小学校
南部地区	南部中学校/小坂井中学校	牛久保小学校/中部小学校/天王小学校/ 小坂井東小学校/小坂井西小学校
西部地区	西部中学校/音羽中学校/御津中学校	国府小学校/御油小学校/萩小学校/長沢小学校/ 赤坂小学校/御津北部小学校/御津南部小学校
北部地区	金屋中学校/中部中学校/代田中学校	三蔵子小学校/金屋小学校/千両小学校/八南小学校/ 平尾小学校/桜町小学校/代田小学校

■事業別一覧

①教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体（1区域）	4つの区域
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	○	
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）		○
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育等		○

②地域子ども・子育て支援事業

対象事業		区域設定	
		市域全体（1区域）	4つの区域
時間外保育事業（延長保育）			○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）			○
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）		○	
地域子育て支援拠点事業			○
一時預かり事業	（幼稚園在園児対象の一時預かり）	○	
	（その他の預かり）	○	
病児・病後児保育事業		○	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		○	
利用者支援事業		○	
妊婦健康診査事業		○	
乳児家庭全戸訪問事業		○	
養育支援訪問事業		○	

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」等から算出します ●●

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加がされています。

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること ①昼間労働することを常態としていること（就労） ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること（その他）	○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等、基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ・起業準備を含む ⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間/日）		
		保育短時間利用（最長8時間/日）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間/日）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間/日）
		保育短時間利用（最長8時間/日）		

② 家庭類型について

幼稚園や保育所、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満 60 時間以上の就労	月 60 時間未満の就労	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプ B	タイプ C	タイプ C'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月 120 時間以上の就労		タイプ C	タイプ E	タイプ E'		タイプ D
	月 120 時間未満 60 時間以上の就労						
	月 60 時間未満の就労		タイプ C'				
未就労			タイプ D				タイプ F

保育の必要性あり

保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭(母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。
 ※豊川市の下限時間は、60 時間としています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

次の1～13の事業について、アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域（豊川市全域をひとつの区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

	認定区分	対象事業	事業の調査対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	3～5歳
	2号認定	保育認定	幼稚園	
		保育認定	認定こども園 保育所	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 小規模保育等	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業		事業の調査対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育）		ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）		すべての家庭	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業		すべての家庭	0～2歳
6	一時預かり事業	（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦（夫）家庭	3～5歳
7		（その他の預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	病児・病後児保育事業		ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		すべての家庭	0～5歳 1～6年生
10	利用者支援事業		すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業		すべての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児が いるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業		養育支援訪問事業を必要と する家庭	

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、平成27年度から31年度まで各年度ごとのニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～

ステップ1～6で求めたニーズ量を、本市の実績に踏まえ、子ども・子育て会議の審議を経て、ニーズ量の補正を行い、各項目の「量の見込み」として決定しました。

（２）２号認定（認定こども園及び保育所） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【２号認定】３歳以上保育の必要性あり＜市全域＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	3,529 人	3,385 人	3,370 人	3,322 人	3,307 人
B 確保方策	3,698 人	3,698 人	3,698 人	3,698 人	3,698 人
B－A	169 人	313 人	328 人	376 人	391 人

【２号認定】３歳以上保育の必要性あり＜区域別＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東部	（量の見込み）	713 人	684 人	681 人	671 人	668 人
	（確保方策）	747 人	747 人	747 人	747 人	747 人
南部	（量の見込み）	892 人	856 人	852 人	840 人	836 人
	（確保方策）	935 人	935 人	935 人	935 人	935 人
西部	（量の見込み）	856 人	821 人	817 人	806 人	802 人
	（確保方策）	897 人	897 人	897 人	897 人	897 人
北部	（量の見込み）	1,068 人	1,024 人	1,020 人	1,005 人	1,001 人
	（確保方策）	1,119 人	1,119 人	1,119 人	1,119 人	1,119 人

【確保の内容】

現在の認可保育所（４８園）で必要量は確保されており、平成 26 年 4 月 1 日現在の 3～5 歳の保育所在園児数（3,698 人）を下回っていることから、この実績値を確保方策として設定します。

(2) 3号認定（認定こども園及び保育所＋小規模保育等） ● ● ● ● ● ● ● ●

【3号認定】（0歳）：市全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		130 人	129 人	127 人	124 人	122 人
B 確保方策		107 人	114 人	119 人	124 人	124 人
内 訳	特定教育・保育施設	107 人	114 人	119 人	124 人	124 人
	特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
B－A		▲ 23 人	▲ 15 人	▲ 8 人	0 人	2 人

【3号認定】（1・2歳）：市全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1,285 人	1,281 人	1,271 人	1,253 人	1,229 人
B 確保方策		1,109 人	1,157 人	1,205 人	1,253 人	1,253 人
内 訳	特定教育・保育施設	1,109 人	1,157 人	1,205 人	1,253 人	1,253 人
	特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
B－A		▲ 176 人	▲ 124 人	▲ 66 人	0 人	24 人

【確保の内容】

現在の認可保育所（48園）の受け入れ体制では必要量は確保されていないため、認可保育所において0～2歳児クラスの受け入れ基盤を確保し、平成30年度までに量の見込みを確保する設定とします。

また、平成28年度以降、幼稚園の認定こども園への移行を促すとともに、市内の認可外保育施設から小規模保育事業等への事業参入を促す等、サービスの提供量の確保に努めます。

【3号認定】（0歳）：地区別

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部	（量の見込み）	21人	21人	21人	20人	20人
	（確保方策）	12人	15人	17人	20人	20人
南部	（量の見込み）	35人	35人	34人	34人	33人
	（確保方策）	34人	34人	34人	34人	34人
西部	（量の見込み）	28人	27人	27人	26人	26人
	（確保方策）	26人	26人	26人	26人	26人
北部	（量の見込み）	46人	46人	45人	44人	43人
	（確保方策）	35人	39人	42人	44人	44人

【3号認定】（1・2歳）：地区別

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部	（量の見込み）	249人	248人	246人	243人	238人
	（確保方策）	211人	222人	232人	243人	243人
南部	（量の見込み）	383人	382人	379人	373人	366人
	（確保方策）	333人	346人	360人	373人	373人
西部	（量の見込み）	281人	280人	278人	274人	269人
	（確保方策）	250人	258人	266人	274人	274人
北部	（量の見込み）	372人	371人	368人	363人	356人
	（確保方策）	315人	331人	347人	363人	363人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、認可保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

【時間外保育事業（延長保育）】＜市全域＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	151 人	148 人	146 人	144 人	143 人
B 確保方策	151 人	148 人	146 人	144 人	143 人
B－A	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の内容】

現在 19 時 30 分まで延長を実施している保育所が 16 園あり、必要量は確保されていることから、現在の提供体制を維持していくことで確保方策として設定します。

【時間外保育事業（延長保育）】＜区域別＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東部	（量の見込み）	36 人	35 人	35 人	35 人	34 人
	（確保方策）	36 人	35 人	35 人	35 人	34 人
南部	（量の見込み）	36 人	35 人	34 人	34 人	34 人
	（確保方策）	36 人	35 人	34 人	34 人	34 人
西部	（量の見込み）	34 人	34 人	33 人	33 人	32 人
	（確保方策）	34 人	34 人	33 人	33 人	32 人
北部	（量の見込み）	45 人	44 人	44 人	42 人	43 人
	（確保方策）	45 人	44 人	44 人	42 人	43 人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）＜市全域＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1,402 人 (1,232 人)	1,387 人 (1,382 人)	1,525 人	1,602 人	1,611 人
内訳	小学 1～3 年生	1,152 人 (1,049 人)	1,141 人 (1,142 人)	1,200 人	1,265 人	1,259 人
	小学 4～6 年生	250 人 (183 人)	246 人 (240 人)	325 人	337 人	352 人
B 確保方策		1,280 人 (1,306 人)	1,306 人 (1,341 人)	1,385 人	1,500 人	1,611 人
B－A		▲ 122 人 (74 人)	▲ 81 人 (▲ 41 人)	▲ 140 人	▲ 102 人	0 人

※平成 27 年度、平成 28 年度のカッコ内は、実績数値

【確保の内容】

平成 31 年度までに量の見込みを充足できるよう計画的に拡充していきます。施設については、学校施設をはじめ既存の公有施設の有効活用を図る中で確保を進めるとともに、設備・運営基準に見合うよう体制等の見直しを図っていきます。なお、施設整備等が整うまでは定員の弾力的運用を行い待機児童の解消に努めます。

放課後児童支援員及び補助員については、国の確保方策の積極的な活用や広報、ハローワーク等により一般募集を行い必要な人材の確保を図るとともに、質の向上を図るための研修機会等の確保を図っていきます。

また、夏休みの短期利用ニーズに対しては、小学校の教室の一時利用や校区を跨いだ利用調整を行い必要な量の確保を図っていきます。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】＜区域別＞

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東部	(量の見込み)		325 人 (284 人)	321 人 (313 人)	337 人	347 人	340 人
	内訳	小学 1 ～ 3 年生	269 人 (252 人)	266 人 (268 人)	273 人	276 人	263 人
		小学 4 ～ 6 年生	56 人 (32 人)	55 人 (45 人)	64 人	71 人	77 人
	(確保方策)		321 人 (326 人)	319 人 (326 人)	330 人	338 人	340 人
南部	(量の見込み)		330 人 (289 人)	327 人 (353 人)	369 人	395 人	399 人
	内訳	小学 1 ～ 3 年生	276 人 (229 人)	273 人 (260 人)	274 人	304 人	299 人
		小学 4 ～ 6 年生	54 人 (60 人)	54 人 (93 人)	95 人	91 人	100 人
	(確保方策)		298 人 (261 人)	298 人 (273 人)	288 人	366 人	399 人
西部	(量の見込み)		278 人 (281 人)	275 人 (293 人)	334 人	358 人	357 人
	内訳	小学 1 ～ 3 年生	231 人 (227 人)	229 人 (233 人)	258 人	276 人	274 人
		小学 4 ～ 6 年生	47 人 (54 人)	46 人 (60 人)	76 人	82 人	83 人
	(確保方策)		250 人 (329 人)	259 人 (329 人)	320 人	343 人	357 人
北部	(量の見込み)		469 人 (378 人)	464 人 (423 人)	485 人	502 人	515 人
	内訳	小学 1 ～ 3 年生	376 人 (341 人)	373 人 (381 人)	395 人	409 人	423 人
		小学 4 ～ 6 年生	93 人 (37 人)	91 人 (42 人)	90 人	93 人	92 人
	(確保方策)		411 人 (390 人)	430 人 (413 人)	447 人	453 人	515 人

※平成 27 年度、平成 28 年度のカッコ内は、実績数値

[illegible]

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において、養育・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
B 確保方策	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
B－A	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【確保の内容】

現在、市の指定する乳児院（１箇所）、児童養護施設（１箇所）及び母子生活支援施設（１箇所）において実施しており、必要量は確保されているため現在の提供体制を維持、継続していくことで確保方策として設定します。

【事業概要】

地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【地域子育て支援拠点事業】＜市全域＞

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み			104,218 人回	103,720 人回	102,496 人回	100,899 人回	99,054 人回
確保 方 策	B 提 供 量		104,218 人回	103,720 人回	102,496 人回	100,899 人回	99,054 人回
	実施箇所	子育て支援センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		児童館	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
B－A			0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

※人回：年間の利用人数×利用回数

【確保の内容】

地域子育て支援拠点である子育て支援センター（つどいの広場を含む）1箇所のみでは必要量を充足していませんが、より身近な児童館 11 箇所（分館を除く）において、乳幼児の親子が集う場を提供することで確保方策として設定します。なお、児童館運営においては、乳幼児の親子向けの教室やイベントを企画する等、より集しやすい環境を整備していきます。

【地域子育て支援拠点事業】＜区域別＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東部	(量の見込み)	23,993 人回	23,878 人回	23,596 人回	23,229 人回	22,804 人回
	(確保方策)	23,993 人回	23,878 人回	23,596 人回	23,229 人回	22,804 人回
南部	(量の見込み)	25,067 人回	24,947 人回	24,652 人回	24,268 人回	23,825 人回
	(確保方策)	25,067 人回	24,947 人回	24,652 人回	24,268 人回	23,825 人回
西部	(量の見込み)	22,898 人回	22,789 人回	22,520 人回	22,169 人回	21,764 人回
	(確保方策)	22,898 人回	22,789 人回	22,520 人回	22,169 人回	21,764 人回
北部	(量の見込み)	32,260 人回	32,106 人回	31,728 人回	31,233 人回	30,661 人回
	(確保方策)	32,260 人回	32,106 人回	31,728 人回	31,233 人回	30,661 人回

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

在園児を対象として、通常の教育標準時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する預かり保育事業です。

【幼稚園における一時預かり事業】＜市全域＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		18,363 人日	17,614 人日	17,534 人日	17,290 人日	17,211 人日
内訳	1号認定	11,211 人日	10,754 人日	10,705 人日	10,556 人日	10,508 人日
	2号認定	7,152 人日	6,860 人日	6,829 人日	6,734 人日	6,703 人日
B 確保方策		18,363 人日	17,614 人日	17,534 人日	17,290 人日	17,211 人日
B－A		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

【確保の内容】

私立幼稚園6園で実施している預かり保育事業により必要量が確保されているため、現在の提供体制を維持、継続していくことで確保方策として設定します。



【事業概要】

【その他の一時預かり事業】＜市全域＞

※人日：年間の利用人数×利用日数

54

【事業概要】

【病児・病後児保育事業】＜市全域＞

※人日：年間の利用人数×利用日数

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ） ● ● ● ● ● ●

【ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）】＜市全域＞

※人日：年間の利用人数×利用日数

【事業概要】

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
B 確保方策	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
B－A	▲ 1 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

平成 28 年度までに、現在の子育て支援センター及び保健センターに利用者支援事業を担当する職員を配置し、情報提供や相談支援のほか、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

(10) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【妊婦健康診査】＜市全域＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（延受診者数）	23,296件	23,142件	22,680件	22,288件	21,896件
確保方策（延受診者数）	23,296件	23,142件	22,680件	22,288件	21,896件
実施場所	愛知県内の産科医療機関 ※県外で受診した者は後日還付手続				
実施時期	通年実施				
健診回数	14回				
検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目+子宮頸がん検診				

【確保の内容】

妊娠届を提出した妊婦に対して、14回分の受診券を交付し、医療機関や助産所での受診を促します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業】＜市全域＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（訪問件数）	1,664人	1,653人	1,620人	1,592人	1,564人
確保方策（訪問件数）	1,664人	1,653人	1,620人	1,592人	1,564人
実施体制	保健師、看護師等				
実施機関	豊川市（保健センター、子ども課）				
対象年齢	生後4か月まで				

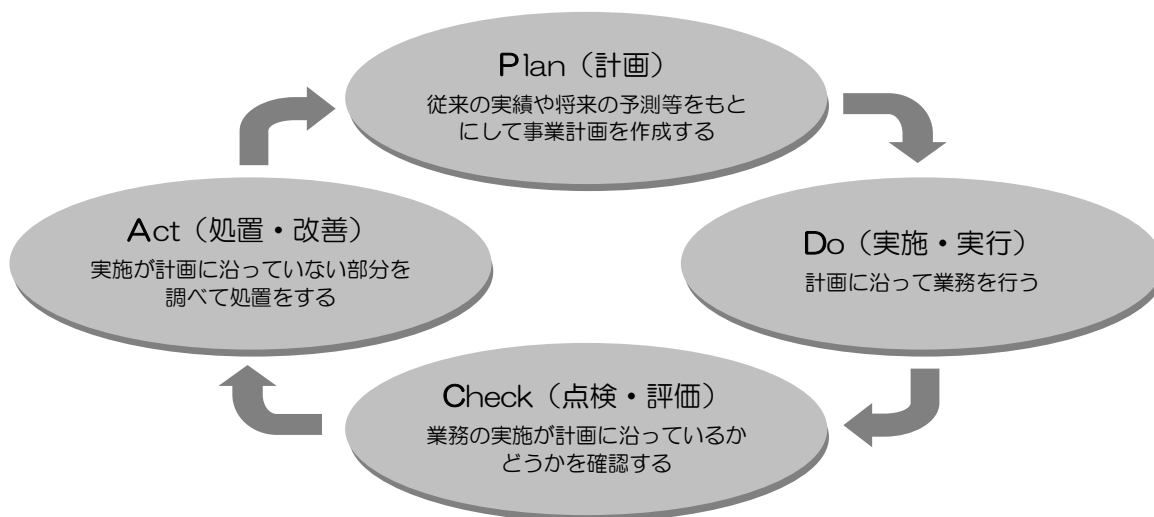
【確保の内容】

保健センター及び子ども課の保健師や看護師により、生後2か月ごろの赤ちゃんの家庭を訪問し、赤ちゃんとの暮らし方や、育児、予防接種の情報を提供します。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしています。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしています。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



資料編

1 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 9 月 11 日	第 1 回豊川市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 制度概要及びスケジュールについて (3) ニーズ調査内容について
平成 25 年 10 月 9 日	第 2 回豊川市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (1) ニーズ調査の内容について (2) 今後のスケジュールについて
平成 25 年 10 月～11 月	子育てに関するアンケート調査 実施 就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者対象
平成 26 年 1 月 15 日	第 1 回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て会議の概要及び会長・副会長の選出 (2) ニーズ調査について (3) 今後のスケジュールについて
平成 26 年 3 月 12 日	第 2 回豊川市子ども・子育て会議 (1) 子育てに関するアンケート調査の結果について (2) 事業計画策定にあたって（骨子）
平成 26 年 5 月 27 日	第 3 回豊川市子ども・子育て会議 (1) 教育・保育の提供区域の設定並びに計画策定に向けた方針について (2) 各種基準等について (3) 今後のスケジュールについて
平成 26 年 7 月 15 日	第 4 回豊川市子ども・子育て会議 (1) 各種基準等について (2) 今後のスケジュールについて
平成 26 年 8 月 26 日	第 5 回豊川市子ども・子育て会議 (1) 量の見込みの補正と確保方策の考え方について (2) 豊川市子ども・子育て支援事業計画【素案】について
平成 26 年 11 月 12 日	第 6 回豊川市子ども・子育て会議 (1) 豊川市子ども・子育て支援事業計画【素案】について (2) 利用定員の設定について (3) 今後の予定について
平成 27 年 1 月 7 日 ～ 2 月 5 日	パブリックコメント募集の実施
平成 27 年 3 月 9 日	第 7 回豊川市子ども・子育て会議 (1) 豊川市子ども・子育て支援事業計画【最終案】について (2) 豊川市次世代育成支援対策地域協議会からの引継ぎについて (3) 認定を受けた子どもの利用者負担について

2 豊川市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、豊川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関し学識経験を有する者

（2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（3）法第6条第2項に規定する保護者

（4）公募による市民

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 豊川市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
白垣 潤	岡崎女子大学 准教授	会長
阿部 康子	愛知双葉幼稚園 園長	
波多野 慎次	平尾小学校 校長	H26. 1～H26. 3
吉野 秀和	中部中学校 校長	H26. 4～
松下 佳子	代田保育園 園長	
伊奈 克美	NPO 法人とよかわ子育てネット 代表	副会長
黒木 忍	愛知双葉幼稚園母の会 会長	H26. 1～H26. 3
石原 美保	愛知双葉幼稚園母の会 会長	H26. 4～
中崎さえ子	代田保育園保護者会 会長	H26. 1～H26. 3
神野 恵美	長沢保育園保護者会 会長	H26. 4～
北村あさ美	豊川市小中学校 PTA 連絡協議会 女性副部長	H26. 1～H26. 3
鷺坂 夏子	豊川市小中学校 PTA 連絡協議会 女性研修員	H26. 4～
藪田 千賀	公募	
大井 悦子	公募	
小林 紀代美	主任児童委員	

4 豊川市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条第1項の規定に基づく豊川市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、豊川市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱をした日からその年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部子ども課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員会委員

学識経験者
豊川市内私立幼稚園母の会の推薦を受けた者
豊川市内保育園保護者会の推薦を受けた者
豊川市小中学校PTA連絡協議会の推薦を受けた者
NPO法人とよかわ子育てネットの推薦を受けた者
豊川市私立幼稚園協会の推薦を受けた者
豊川市小中学校長会の推薦を受けた者
豊川市保育連絡協議会の推薦を受けた者
豊川市民生委員児童委員協議会の推薦を受けた主任児童委員
東三河福祉相談センター地域福祉課長
豊川市子育て支援監

5 豊川市子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
白 垣 潤	学識経験者（岡崎女子短期大学 准教授）	会長
黒 木 忍	豊川市内私立幼稚園母の会の推薦を受けた者 （愛知双葉幼稚園母の会 会長）	
中 崎 さえ子	豊川市内保育園保護者会の推薦を受けた者 （代田保育園保護者会長）	
北 村 あさ美	豊川市小中学校PTA連絡協議会の推薦を受けた者 （女性副部長）	
伊 奈 克 美	NPO法人とよかわ子育てネットの推薦を受けた者（代表）	副会長
阿 部 康 子	豊川市私立幼稚園協会の推薦を受けた者 （愛知双葉幼稚園長）	
波多野 慎 次	豊川市小中学校長会の推薦を受けた者 （平尾小学校長）	
松 下 佳 子	豊川市保育連絡協議会の推薦を受けた者 （代田保育園長）	
菅 沼 由貴子	豊川市民生委員児童委員協議会の推薦を受けた主任児童委員	
山 本 雄 三	愛知県東三河福祉相談センター地域福祉課長	
種 井 広 志	豊川市子育て支援監	

6 用語解説（50 音順）

【あ行】

預かり保育

幼稚園において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

育児休業制度

労働者の申し出により、養育のため、一定期間休業することができる制度。

N P O

Non Profit Organization（非営利活動組織）の略称で、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を非営利で行う組織・団体。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象幼稚園として確認を受けない幼稚園のこと。

家庭児童相談室

18 歳までの子どもたちとその家族に関するさまざまな悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭相談員や主任児童委員が問題解決の支援を行う場。

【さ行】

主任児童委員

民生・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を実施している。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るA型、保育に従事する職員の半数以上を保育士とするB型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたC型の3つの事業類型がある。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で数日預かる事業。

総合計画

総合的、計画的な行政運営やまちづくりのための市の長期計画で、現在の計画は、平成18年3月に改訂した第5次計画。

【た行】

特定教育・保育施設

県が認可し、市町村による確認を受けた施設型給付の対象となった施設。

特定地域型保育事業

市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【な行】

認可保育所

国が定めた設置基準を満たし県に認可された保育所で、保護者が仕事や病気等の理由で0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。認定こども園では満3歳以上の子どもについては保護者の就労状況に関わらず利用できる。

【は行】

ポータルサイト

インターネットに接続したとき、最初に表示してもらうことを目的に作られているウェブサイトのことで、例えば、子育てポータルサイトは、子育てに役立つ情報を網羅したサイトのこと。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行う者で、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼務。

【ら行】

臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職などさまざまに呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること。

豊川市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

(一部改訂 平成 29 年 3 月)

発行 豊川市

編集 子ども健康部子育て支援課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

T E L : 0533-89-2133

F A X : 0533-89-2137